

第6期第4回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成30年10月25日(木) 午後2時00分から午後2時27分

2.開催場所 穂別町民センター 会議室

3.出席委員 ○(26名)

4.欠席委員 △(1名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	宮田広幸	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	△
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件

第6 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第7 議案第2号 農地移動適正化あっせんに関する件

第8 議案第3号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6.農業委員会事務局職員

本庁一事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局一支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7.会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	本日の出席者は26名です。欠席は、26番・藤江政利委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第4回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、7番・毛利 武委員と8番・林利輝委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案3件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。 1番については、後の議案第1号でお諮りいたしますが、米原地区に新規就農者である●●さんが就農するにあたり、所有者である●●さんの所有地を経営地とするためこれまで借りていた●●さんとの賃借権を解約するものです。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第2号、朗読及び説明】 10月につきましては、議案に記載のとおり、10月11日に川西地区委員会、川東地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、あっせんの申し出1件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。

主 査	川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 1 件について審議し、適当と判断し、また、あっせんの申し出 1 件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。 なお、あっせんの申し出内容については 4 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 5 報告第 3 号「農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局 長	【報告第 3 号、朗読及び説明】 6 ページをご覧ください。 本年 8 月 24 日に実施しました農地パトロール（利用状況調査）並びに荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によりまして解消された荒廃農地として確認された対象地になります。 1 番から 7 番までの合計 7 件 24 筆・78, 433 m²ですが、何れも昨年実施いたしました農地パトロールの結果において、遊休農地 A 分類と判定されておりましたが、本年の農地パトロールにおいて、1 番については、自ら耕作をされており、2 番 3 番につきましては、先月の総会において報告並びに農用地利用集積計画で決定されましたことにより、農地中間管理機構が中間管理権の取得並びに借受決定をしまして、4 番から 7 番につきましては、農地を耕作している状態に保たれていたため、保全管理ということとしまして荒廃農地の解消として確認してきたところでございますのでご報告いたします。 続きまして、8 ページをご覧ください。 8 ページ 1 番から 13 ページ 46 番までの合計 46 件 78 筆 229, 855.80 m²ですが、農地中間管理機構より農地法第 35 条第 2 項に基づく通知を平成 28 年 10 月 25 日及び平成 30 年 2 月 28 日付けにて借入基準に適合しない農地として判断されたところで通知がございました。通知された農地と、本年実施の農地パトロールにより農地として再生を目指さない土地としまして再生利用が困難な農地の B 分類として判定された農地でございます。 なお、農地法の運用についての規定に基づきまして利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断を行わなければならないこととされております。つきましては、本日、議案第 3 号にてご審議いただくこととなりますことを申し添えます。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。

		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 3 号は承認することに決定いたします。 日程第 6 議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 1 号、朗読及び説明】 15 ページから、利用権設定 1 件です。 1 番ですが、先の報告第 1 号で報告した農地及び●●さんが経営していた農地を含め、●●さんが新規就農をされる案件となります。 ●●さんは米原地区で、施設野菜を主とし、トマトや春レタスを作付していく計画となっています。 以上、利用権設定 1 件 4 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 16 ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 日程第 7 議案第 2 号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 2 号、朗読及び説明】 18 ページになります。 以上、2 件について、19、20 ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第8 議案第3号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事 務 局 長

【議案第3号、朗読及び説明】
22ページをご覧ください。
22ページ1番から27ページ46番までの合計46件78筆229,855.80㎡を報告第3号においてもご説明いたしましたとおり、全て再生利用が困難な農地B分類と判定した農地であることから、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであります。
表をご覧ください。事前に議案書を配布しておりますことから対象地の読み上げはいたしません。耕作放棄地の把握年月日につきましては、以前に農地パトロールを実施した平成27年8月25日から本年の農地パトロール最終日である平成30年8月24日までの日付が、第35条第2項に基づく通知年月日につきましては、平成27年に把握した対象地は、平成28年10月25日付けにて、平成29年に把握した対象地は、平成30年2月28日付けで受理しています。また、第35条第2項に基づく通知年月日が記入されていない対象地については、本年実施の農地パトロールにより農地として再生を目指す土地とし、再生利用が困難な農地のB分類として判定された農地です。
なお、利用状況調査日については、何れも本年農地パトロールを実施した平成30年8月24日で、対象地の現況の状況につきましても、山林化など農地に該当しない状況となっております。
以上46件78筆総面積229,855.80㎡を、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し非農地通知を行い、関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし、通知いたします。
また、28ページから53ページまで対象地の図面を添付しておりますのでご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。
なお、次回第5回の総会の開催日は、11月26日に召集いたしますので

議

長

｜ よろしく願いいたします。大変お疲れ様でした。